別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

第1 事業の内容

公募団体のうち、地域において畜産の振興を推進する団体(以下「公募団体B」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。また、公募団体Bは、第2の1に規定する生産者集団等が1の(1)から(4)、(6)、2の(1)、

- (2) の事業及び第2の2に規定する肉用牛ヘルパー利用組合が1の(5) の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。
- 1 肉用牛生產基盤強化対策事業
- (1) 中核的担い手育成増頭推進 地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合におけ る増頭実績に応じた奨励金の交付
- (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励金の交付

- ア 第2の4の(1)に規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自 ら飼養する場合
- イ 第2の4の(1)に規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公 共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人(農地法(昭和27年 法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)に対 し、一定期間貸し付ける場合(生産者集団等が他の生産者集団等又は市 町村を経由して、貸し付ける場合を含むものとする。)

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励 金の交付

- ア 第2の5の(1)に規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自 ら飼養する場合
- イ 第2の5の(1)に規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公 共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人に対し、一定期間貸し 付ける場合(生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由して、 貸し付ける場合を含むものとする。)
- (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号) 第2条の3第1項に基づく都道府県計画において示された経営指標に沿 って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資するアの取組又 は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資するイの取組 を実施する経費の補助

ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

- (ア) 簡易牛舎(育成牛舎(繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。)を含む。)の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材(以下「簡易牛舎等」という。)の導入
- (イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減
- イ 子牛の健康維持に資する器具機材
 - (ア)子牛の健康維持に資する器具機材(細霧装置、子牛用ヒーター)(以下「子牛用器具機材」という。)の導入
 - (イ)子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料 の軽減
- (5) 肉用牛ヘルパー推進
 - ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定
 - イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等
 - ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進
 - エ 肉用牛ヘルパーの出役調整
 - オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催
 - カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ
 - キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進
- (6) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援

離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡(以下「離島等」という。)において発生した死亡牛(96か月齢未満の肉専用種等をいう。以下同じ。)の広域処理の円滑化を図るため、島外の死亡牛処理施設等への海上輸送の取組

- (7) 肉用牛振興推進指導
 - (1)から(6)の事業を円滑に実施するための会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び推進指導
- 2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業
- (1) 地方特定品種等の振興
 - ア 地域の生産、販売計画の策定、周知 品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売

及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知の取組

イ 特徴ある牛肉生産等

特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、 有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の 都道府県からの種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農 家等の認証等の取組

ウ 計画出荷対策

食肉の供給を安定的に行うため、出荷計画に基づく肥育牛の出荷に対する奨励金の交付

- エ 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援
 - (ア) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援
 - (イ) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置及び分娩監視 装置等の機器等の導入
 - (ウ)遺伝的に優良な雌牛から受精卵を効率的に確保・利用するための受 精卵採取及び移植の取組
- (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興
 - ア 離島等子牛流通活性化
 - (ア) 離島等において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛(以下 「離島等子牛」という。)を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生 産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨 励金の交付
 - (イ) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供
 - (ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合にお ける当該出荷者に対する奨励金の交付
 - イ 山振地域子牛流涌活性化

山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村(以下「山振地域」という。)において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛(以下「山振子牛」という。)を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付

ウ 優良子牛適正出荷推進

(ア) 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子 牛及び山振子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対す る奨励金の交付

- (イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入
- 工 子牛流通活性化推進

離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動

- (3) 地域の特色のある肉用牛生産推進指導
- (1)及び(2)の事業を円滑に実施するための会議の開催、推進指導 第2 事業の要件
 - 1 生產者集団等
 - (1) 第1の生産者集団等は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び一般社団法人等とする。
 - (2)(1)の生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ公募団体Bの長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、第1の1の(1)の奨励金の交付対象者である生産者集団(以下「交付対象生産者集団」という。)の構成員は、新たに事業に参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、公募団体Bの長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の運営に関する事項
- ウ 肉用牛牛産の振興に関する事項
- エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項
- 2 肉用牛ヘルパー利用組合

第1の肉用牛へルパー利用組合(以下「利用組合」という。)は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)、一般社団法人等若しくは都道府県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について公募団体Bの長の承認を受けるものとする。また、公募団体Bは、規約の承認に当たっては、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
- (3) 利用組合の経理に関する事項

- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等の事業実施に必要な事項
- 3 中核的担い手育成増頭推進
- (1) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象者 第1の1の(1) の奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすも のとする。
 - ア 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第 1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。
 - イ 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の 1月1日から前年度の12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛 を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1 に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないこと がやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛 を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、 この限りでない。
 - ウ 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

ただし、公募団体Bが奨励金交付対象者の要件として10頭を超える 頭数を第3の1の事業実施要領に定める場合は、これを妨げないものと する。

(2) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象牛

第1の1の(1)の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛は、(3)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからエの全ての要件を満たし、かつ、オ又はカのいずれかに該当するものとする。

ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和 種、その他の肉専用種(乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。)である こと。

- イ 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上である こと。
- ウ 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。
- エ 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から繁殖雌牛の導入、 保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- オ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
- カ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
- (3) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象頭数

第1の1の(1)の奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数から アの期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。 ただし、交付対象生産者集団にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、 また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるもの とする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題で(2)のオ又はカのいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持(交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。)したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象

頭数に合算することができるものとする。

ア 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、(1)のイのただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

イ 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

- 4 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
- (1) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保の奨励金交付対象牛

第1の1の(2)の奨励金の交付対象牛は、次のアからウの要件を満た し、かつ、エ又はオのいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

- ア 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛 の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- イ 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の9第1項の 農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が行う登録 又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- ウ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、第1の1 の(2)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等のいず れかにおいて上位1/2以内の雌牛であること。
- エ 別表 2-1 に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種については、都道府県が地域の多様な 系統群の確保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。

オ 希少系統(栄光、藤良、熊波、岩田及び城崎の系統をいう。)の種雄牛を父牛とする雌牛であること。ただし、別表2-1に定める種雄牛及び別表2-2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛とする雌牛は除く。

なお、系統は父系による分類とするが、父系による分類が困難な「城崎」の系統については、始祖牛(「奥城土井」又は「城清」)の遺伝子を保有する確率が5%以上の種雄牛を「城崎系」と分類することができるものとする。

- (2) 第1の1の(2) の一定期間とは、購入後48か月以上とすること。ただし、この一定期間中にやむを得ない事故等があり、公募団体Bの長がこれを承認した場合はこの限りではない。
- (3) 公募団体Bは、(2) のただし書きにより承認した場合には、その結果を

理事長に報告すること。

- 5 優良繁殖雌牛導入支援
- (1)優良繁殖雌牛導入支援の奨励金交付対象牛

第1の1の(3)の奨励金の交付対象牛は、次のア及びイの要件を満た し、ウ又はエのいずれかに該当する雌牛とする。

- ア 国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の 補助金の交付を受けていないこと。
- イ 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- ウ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、第1の1の(3)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であり、かつ家畜改良増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、都道府県が推奨する雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない 場合は、都道府県が地域の改良に必要と認める雌牛とする。

エ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、全国、第1の1の(3)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であり、かつ家畜改良増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、都道府県が推奨する雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない 場合は、登録団体が定める正常発育曲線の体高又は体重のいずれかが下 限を超えているものであること。

- (2) 第1の1の(3) の一定期間とは、雌子牛(満6か月齢以上12か月齢 未満)にあっては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産 子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、 購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得ら れる時点までのいずれか短い期間とすること。ただし、この一定期間中に やむを得ない事故等があり、公募団体Bの長がこれを承認した場合はこの 限りではない。
- (3) 公募団体Bは、(2) のただし書きにより承認した場合には、その結果を 理事長に報告すること。
- 6 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備
- (1) 生産者集団等は、第1の1の(4) の事業の実施に当たり、次のアから ウまでのとおり取扱うこととする。

ただし、第1の1の(4)のアの(イ)でリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)、12の(10)から(12)まで及び13の(1)の施設整備に係る規

定に従うものとする。

- ア 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。
- イ 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当 該計画において、取得する施設等の位置付けを明確にすること。
- ウ 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産 者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を 締結すること。
- (2) 第1の1の(4) のアの(イ) 又はイの(イ) の事業に係る補助金の返 環等

公募団体Bは、簡易牛舎等又は子牛用器具機材の処分制限期間内において、生産者集団等から当該施設等の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、公募団体Bが別に定める額を返還するものとする。

- ア
 リース契約を解約又は解除したとき。
- イ 構成員が経営を中止したとき。
- ウ 処分制限期間内に借り受けた簡易牛舎等又は子牛用器具機材が消滅 又は消失したとき。
- エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなっ たとき。
- カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。
- キ その他理事長が必要と認めるとき。
- 7 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

公募団体B又は生産者集団等は、繁殖雌牛の増頭計画を提出した生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとする。

8 飼料自給率の向上

第1の1の(4)の事業の生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知)に基づく飼料自給率向上計画(以下「飼料自給率向上計画」という。)を作成していること。

9 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援

公募団体Bは、第1の1の(6)の事業に規定する海上輸送に係る補助金

単価について、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

- 10 地方特定品種等の振興
- (1) 地方特定品種等

第1の2の(1)の地方特定品種等とは、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びこれらの雌牛に黒毛和種の雄牛を交配して生産されたものをいう。

(2) 奨励金単価の制定等

公募団体Bは、第1の2の(1)の事業に規定する奨励金の単価について、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

- (3) 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援
 - ア 飼養頭数の維持・増頭計画

第1の2の(1)のエの事業の生産者集団等は、同アの飼養頭数の維持・増頭に向けた計画を策定すること。

イ 機器等の導入

- (ア) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。
- (イ) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。
- 11 離島等及び山振地域における肉用牛振興
- (1) 山振地域子牛流通活性化

第1の2の(2)のイの奨励金の交付対象者は、事業実施年度の前年度 に交付対象となる肉専用種の子牛が上場される家畜市場において肉専用 種の子牛の購入実績がない生産者とする。

- (2) 優良子牛適正出荷推進
 - ア 奨励金交付対象牛

第1の2の(2)のウの(ア)の奨励金の交付対象となる子牛は、出荷される子牛の体躯等が都道府県内の平均水準を下回る等の現状の改善を図るための取組を行っている地域で生産された子牛であって、地域で定める優良子牛の基準を満たす子牛とする。

イ 器具機材等の導入

- (ア) 器具機材等の導入は、第1の2の(2)のウの(ア)の取組を行っている地域を対象とする。
- (イ) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。
- (ウ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、 当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にするこ と。

- (エ) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。
- (3) 奨励金単価の制定等

公募団体Bは、第1の2の(2)の事業に規定する奨励金の単価について、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

12 家畜共済等の積極的な活用

公募団体Bは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第1の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

13 みどりの食料システム戦略

るものとする。

第1の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び第1の2の(1)の事業に参加する生産者は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものする。

- 14 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置 公募団体Bは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第 1の1の(1)から(4)及び(6)、第1の2の(1)のウ及び工、同(2) のアの(ウ)並びに同(2)のウの事業に参加しようとする生産者集団等の 構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認す
- (1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。
- (2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Bは、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、 仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施 要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も 同様とする。

2 事業実施計画の作成

生産者集団等及び利用組合は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を 作成し、公募団体Bに提出するものとする。

公募団体Bは、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の 別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。これを変更する場合 も同様とする。

3 都道府県知事との協議等

都道府県を区域とする公募団体Bは、1及び2を作成した上で、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、全国又は複数の都道府県を区域とする公募団体Bは、第1の1の(4) の事業の実施に当たっては、2を作成した上で、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、全国又は複数の都道府県を区域とする公募団体Bは、第5の1、2 及び第6を理事長に提出した後、事業参加農家の所在する都道府県畜産主務 課にその写しを届け出るものとする。

第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表3に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Bが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。また、別紙様式第1号の写しを公募団体Aに提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Bは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をし

ようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、別紙様式第2号の写しを公募団体Aに提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2)公募団体Bは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第 3号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等 対策事業)補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

公募団体Bは、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。また、別紙様式第4号の写しを都道府県知事及び公募団体Aに提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 運営状況の報告

生産者集団等は第1の1の(4)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあっては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書を作成し、公募団体Bに報告するものとする。

公募団体Bは、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)運営状況報告書を作成し、4月30日までに理事長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Bは、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れ に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6に係る 事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費 税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しな ければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6に係る 事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様 式第6号の肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化 等対策事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に 提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じ た金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(公募団体等自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和5年度とする。

第10 事業の推進指導等

1 公募団体Bは、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、

事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体B、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Bは、この事業に係る経理を適正に行うととともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に定められている期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、 電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によるこ とができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Bに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体Bは、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第5の1の規定による交付申請、第5の2の規定による変更承認申請、第5の3の(2)の規定による概算払請求、第6の規定による実績報告、第7の規定による運営状況報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 公募団体Bは、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等が行った公募団体Bに対する通知、承認、指示、命令については、公募団体Bが書面による通知等を受けることを

あらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によること ができる。

4 公募団体Bが2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(別表1)

第2の3の(1)のイ関係

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合
	(獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を
	受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合
	(1)疾病、傷病によって死にひんした場合
	(2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合
	(3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下
	「BL」という。)、創傷性心のう炎又は特定の原因による
	採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値
	を失った場合
	(4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上
	生死が明らかでない場合
とう汰	BLのリアルタイムPCRによる定量検査等の結果、他の牛へ
	の感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合
	(とう汰(自主とう汰を含む。)により、BLの感染拡大防止を
	実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、
	農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚
	災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37
	年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌
	牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害
	に関する罹災証明の交付を受けた場合

(別表 2-1)

第2の4の(1)の工及び才関係

No	名号			登録番号	No	名号	登録番号
1	愛	之	用	黒原5747	9	福 増	黒原5273
2	勝	早 桜	5	黒 14289	10	満天白清	黒 15024
3	耕	富	士	黒原 5400	11	美 国 桜	黒原 5204
4	幸	紀	雄	黒原 5297	12	美津照重	黒 13968
5	茂	晴	花	黒 14619	13	安 亀 忠	黒 5908
6	華	忠	良	黒原 5564	14	諒 太 郎	黒原5605
7	秀	幸	福	黒原 5406	15	若百合	黒原5553
8	福	之	姫	黒原 5689			

(別表2-2)

第2の4の(1)の才関係

系統	No		名号		登録番号	No		名号		登録番号
(1) 栄光系	1	秋	忠	平	黒原 5460	12	秀	幸	福	黒原 5406
	2	勝	忠	平	黒原 3800	13	平	茂	勝	黒原 2441
	3	勝	早桜	5	黒 14289	14	福	華	1	黒 14279
	4	勝	平	正	黒原 4349	15	美	津 百		黒原 4990
	5	金		幸	黒原 2865	16	安	亀	忠	黒 5908
	6	金	太郎	3	黒原 5271	17	安	茂	勝	黒原 4006
	7	耕	富	士	黒原 5400	18	百	合	茂	黒原4086
	8	幸	紀	雄	黒原 5297	19	百	合白清	2	黒原 5361
	9	忠	富	士	黒原 4369	20	喜	亀	忠	黒原 5136
	10	直	太	郎	黒原 5313	21	諒	太	郎	黒原 5605
	11	白朋	身 8 5	Ø 3	黒原 5360	22	若	百	合	黒原5553
(2) 藤良系	1	愛	之	玉	黒原 5747	8	平	茂	晴	黒原 3712
	2	北	福	波	黒原 3793	9	福	之	国	黒原 3491
	3	茂	晴	花	黒 14619	10	福	之	姫	黒原 5689
	4	第	1 花	玉	黒 12510	11	美	国	桜	黒原 5204
	5	隆	之	玉	黒 13809	12	美	穂	国	黒原 4617
	6	花	国 安	福	黒原 4899	13	芳	之	玉	黒14203
	7	秀	正	実	黒原 5401					
(3) 熊波系	1	茂		洋	黒原 4257	2	好	平	茂	黒原 5151

注 本事業における系統は父系による分類とする。

(別表3)

第4関係

#助対象経費 補助率又は額 1 肉用牛生産基 公募団体Bが次に掲げる事業を行	男 4 関係 東 ※ の 種 矩	去中 <i>与4</i> ≠	存出空口污碎
 盤強化対策事業 うのに要する経費。また、生産者集団等が第1の1の(1)から(4)及び(6)の事業を、利用組合が第1の1の(5)の事業を行う場合に、その実施に要する経費を公募団体Bが補助するのに要する経費。 (1)中核的担い手育成増頭推進 優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付第2の3の(2)のアからオ又は本要網の附則(平成26年4月1日25農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアから工及びカの要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアから工及びカの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 (4)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛 			
(1) 中核的担い手 育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性 に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛 第2の3の(1) のアからカ及びカの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の6の(1) のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の7の(1) のアからウの要件を満たす地牛 第2の7の(1) のアからウの要件を満たす地牛			
(6)の事業を、利用組合が第1の1の(5)の事業を行う場合に、その実施に要する経費を公募団体Bが補助するのに要する経費。 (1)中核的担い手育成増頭推進	盤強化対策事業		
(1) 中核的担い手育成増頭推進 優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付 第2の3の(2)のアからオ又は本要綱の附則(平成26年4月1日25農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の6の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 用以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1頭当たり50千円以内 1項当たり50千円以内 1乗を満たす雌牛 円以内 1乗を満たす雌牛 円以内 1乗を満たす雌牛 円以内 1乗を満たす雌牛 円以内 1乗を満たす雌牛 円以内 1乗を満たす 1乗を加速を 1 乗を削削して 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削して 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工 1 乗を削削し工			
施に要する経費を公募団体Bが補助するのに要する経費。 (1) 中核的担い手育成増頭推進 優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付第2の3の(2)のアからオ又は本要綱の附則(平成26年4月1日25農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛		(6)の事業を、利用組合が第1の1	
(1) 中核的担い手育成増頭推進 優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付第2の3の(2)のアからオ又は本要綱の附則(平成26年4月1日25農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛		の(5)の事業を行う場合に、その実	
(1) 中核的担い手育成増頭推進 優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付 第2の3の(2)のアからオ又は本要綱の附則(平成26年4月1日25 農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからカびオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす 世十 円以内		施に要する経費を公募団体Bが補助	
育成増頭推進 た奨励金の交付 第2の3の(2)のアからオ又は本 要綱の附則(平成26年4月1日25 農畜機第5675号)の5の要件を満 たす雌牛 1頭当たり80千 円以内 (2)遺伝的多様性 に配慮した改良基盤確保 第2の3の(2)のアからエ及びカ の要件を満たす雌牛 1頭当たり100千円以内 (2)遺伝的多様性 に配慮した改良基盤確保 繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の4の(1)のアからウ及びオ の要件を満たす雌牛 1頭当たり60千 円以内 (3)優良繁殖雌牛 導入支援 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 1頭当たり90千 円以内 (3)優良繁殖雌牛 等2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 1頭当たり40千 円以内 (4)繁殖雌牛の増 ア繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛		するのに要する経費。	
第2の3の(2)のアからオ又は本 要綱の附則(平成26年4月1日25 農畜機第5675号)の5の要件を満 たす雌牛 第2の3の(2)のアから工及びカ の要件を満たす雌牛 (2)遺伝的多様性 に配慮した改良基盤確保 (3)優良繁殖雌牛 導入支援 (3)優良繁殖雌牛 導入支援 (3)優良繁殖雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオ の要件を満たす雌牛 (3)の要件を満たす雌牛 (3)の要件を満たす雌牛 (3)の要件を満たす雌牛 (4)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛	(1)中核的担い手	優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じ	
要綱の附則(平成26年4月1日25 農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアから工及びカの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアから工の要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアから力及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアから力及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の要件を満たす地牛	育成増頭推進	た奨励金の交付	
農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアから工及びカの要件を満たす雌牛 1頭当たり100 千円以内 1頭当たり60千円以内 第2の4の(1)のアから工の要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 1導入支援 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 用以内 1頭当たり50千 円以内 1頭当たりが50千 円以内 1 頭当たりが50千 円 円 1 面 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回		第2の3の(2)のアからオ又は本	1頭当たり80千
農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛 第2の3の(2)のアから工及びカの要件を満たす雌牛 1頭当たり100 千円以内 1頭当たり60千円以内 第2の4の(1)のアから工の要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 1導入支援 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 用以内 1頭当たり50千 円以内 1頭当たりが50千 円以内 1 頭当たりが50千 円 円 1 面 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回		 要綱の附則(平成26年4月1日25	円以内
第2の3の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛 (2)遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 繁殖雌牛導入奨励金の交付第2の4の(1)のアからエの要件を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のアからウの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛 円以内		 農畜機第5675号) の5の要件を満	
(2)遺伝的多様性		たす雌牛	
(2)遺伝的多様性		第2の3の(2)のアから工及びカ	1頭当たり100
に配慮した改良基盤確保 第2の4の(1)のアからエの要件		の要件を満たす雌牛	千円以内
に配慮した改良基盤確保 第2の4の(1)のアからエの要件			
に配慮した改良基盤確保 第2の4の(1)のアからエの要件	(2) 遺伝的多様性	 繁殖雌牛導入奨励金の交付	
良基盤確保を満たす雌牛 第2の4の(1)のアからウ及びオ の要件を満たす雌牛円以内(3)優良繁殖雌牛 導入支援優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 東件を満たす雌牛1頭当たり40千 円以内 1頭当たり50千 円以内(4)繁殖雌牛の増 (4)繁殖雌牛の増 (4)繁殖雌牛の増 (4)繁殖雌牛の増 第2の 第2の 第2の 5の 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 9 <td></td> <td>第2の4の(1)のアからエの要件</td> <td>1頭当たり60千</td>		第2の4の(1)のアからエの要件	1頭当たり60千
第2の4の(1)のアからウ及びオ の要件を満たす雌牛 (3)優良繁殖雌牛 導入支援 (3)優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 円以内 1頭当たり40千 円以内 1頭当たり50千 円以内			
(3)優良繁殖雌牛 導入支援 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 円以内 1頭当たり50千 円以内	7 (====================================		, , , , ,
(3)優良繁殖雌牛 導入支援 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の5の(1)のアからウの要件 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 要件を満たす雌牛 要件を満たす雌牛 (4)繁殖雌牛の増 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛			
導入支援 第2の5の(1)のアからウの要件 1頭当たり40千 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 1頭当たり50千 要件を満たす雌牛 円以内		2311 31797 27 72 1	1.40114
導入支援 第2の5の(1)のアからウの要件 1頭当たり40千 を満たす雌牛 第2の5の(1)のア、イ及びエの 1頭当たり50千 要件を満たす雌牛 円以内	(3)優良繁殖雌牛	 優良繁殖雌牛導入奨励金の交付	
を満たす雌牛 円以内 第2の5の(1)のア、イ及びエの 1頭当たり50千 要件を満たす雌牛 円以内 (4)繁殖雌牛の増 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛			1頭当たり40千
第2の5の(1)のア、イ及び工の 要件を満たす雌牛 1頭当たり50千 円以内 (4)繁殖雌牛の増 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛		,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
要件を満たす雌牛 円以内 (4)繁殖雌牛の増 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛			
(4)繁殖雌牛の増 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		∞ 1 = 1 σ ε ε σ ε ε ε ε ε ε	1145/14
	 (4)繁殖雌牛の増	 ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛	
頭に資する簡 舎等	頭に資する簡	舎等	

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
易牛舎等の整 備	(ア) 簡易牛舎の整備、施設の改造に 必要な資材の支給及び器具機材	1/2以内
VHI	を導入するための経費	
	(イ) 簡易牛舎等をリース事業者から	リース料のうち、
	借り受けるのに必要なリース料	簡易牛舎等の取得
	の軽減を実施するのに要する経	価格相当額の1/
	費	2以内
	イ 子牛の健康維持に資する器具機 材	
	(ア) 子牛用器具機材を導入するため	1/2以内
	の経費	(ただし、細霧装
		置については1経
		営体当たり 1,000
		千円以内、子牛用
		ヒーターについて は1経営体当たり
		700千円以内)
	(イ) 子牛用器具機材をリース事業者	リース料のうち、
	から借り受けるのに必要なリー	子牛用器具機材の
	ス料の軽減を実施するのに要す	取得価格相当額の
	る経費	1/2以内
		(ただし、細霧装
		置については1経
		営体当たり 1,000
		千円以内、子牛用 ヒーターについて
		は1経営体当たり
		700千円以内)
(5) 肉用牛ヘルパ	ア 肉用牛ヘルパーの組織化のため	1/2以内
一推進	の協議会の開催、計画策定	
	イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のた	
	めの機具の整備等	
	ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のた	

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
	めの募集活動、傷害保険等の加入促進 エ 肉用牛ヘルパーの出役調整 オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等 の開催 カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の 借上げ キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理 時を対象とした肉用牛ヘルパーの 利用促進	
(6)特定地域肉用 牛等広域処理 円滑化支援	離島等において発生した死亡牛を 島外の死亡牛処理施設等で処理する 場合における、死亡牛の回収のための 専用容器等の海上輸送に要する経費	定額 (ただし、専用容 器等の海上輸送1 回当たりに要する 経費2/3以内)
(7)肉用牛振興推 進指導	(1)から(6)の事業を円滑に実施するための会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び推進指導	定額
2 地域の特色の ある肉用牛振興 対策事業	公募団体Bが次に掲げる事業を行 うのに要する経費。また、生産者集団 等が2の(1)及び(2)の事業を行 う場合に、その実施に要する経費を公 募団体Bが補助するのに要する経費	
(1)地方特定品種 等の振興	ア 地域の生産、販売計画の策定、周知 品種の特徴を活かした給与飼料、 飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売 及び飼養頭数の維持・増頭に向けた	1/2以内

古米の廷虹	₩ ₩ ₩ ₩	建 はませい。
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
	計画の策定、周知の取組	
	イ 特徴ある牛肉生産等	1/2以内
	特徴ある牛肉生産を行うため、放	(ただし、まき牛
	牧地の利用向上に係る放牧地の整	1頭当たり 400 千
	備、有機飼料等の生産、まき牛の導	円以内)
	入、多様な系統群を確保するための	
	他の都道府県からの種雄牛の導入、	
	粗飼料多給のための飼料生産及び	
	実践農家等の認証等の取組	
	ウ 計画出荷対策	定額
	地域で定めた出荷計画に基づく	(ただし、出荷時
	肥育牛の出荷時期調整に対する奨	期調整に要する経
	励金の交付	費1/2以内)
	エ 飼養頭数の維持・増頭に関する取	
	組支援	
	(ア) 効率的な生産体制の構築のため	1/2以内
	の性判別精液及び遺伝的多様性	(ただし、精液1
	の確保を図るための希少系統の	本当たり8千円を
	精液を活用した子牛生産の支援	上限とする。)
	(イ) 放牧等における繁殖性を向上す	1/2以内
	るための発情発見装置及び分娩	
	監視装置等の機器等の導入	
	(ウ)遺伝的に優良な雌牛から受精卵	1/2以内
	を効率的に確保・利用するための	 (ただし、受精卵
	受精卵採取及び移植の取組	の採取について
		は、1回当たり
		 17 千円を上限と
		する。)
		5,
 (2)離島等及び山	 ア 離島等子牛流通活性化	
振地域におけ	(ア)離島等子牛を、当該離島等に住	 定額
る肉用牛振興	所を有しない肉用牛の生産者が	
	家畜市場において購入する場合	
	における当該購入者に対する奨	

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
	励金の交付	
	(イ) 離島等子牛に係る集出荷計画の	2/3以内
	策定、家畜取引情報の収集及び提	
	供	
	(ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を	定額
	島外の家畜市場に出荷する場合	
	における当該出荷者に対する奨	
	励金の交付	
	イ 山振地域子牛流通活性化	定額
	山振子牛を、当該山振地域の所在	
	する都道府県内に住所を有する肉	
	用牛の生産者が山振地域内の家畜	
	市場において購入する場合におけ	
	る当該購入者に対する奨励金の交	
	付	
	ウ 優良子牛適正出荷推進	
	(ア) 離島等及び山振地域に住所を有	定額
	する肉用子牛の生産者が、離島等	
	子牛及び山振子牛を家畜市場に	
	出荷する場合における当該出荷	
	者に対する奨励金の交付	
	(イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図る	2/3以内
	ために必要な器具機材等の導入	
	への補助	
	工 子牛流通活性化推進	2/3以内
	離島等及び山振地域の子牛流通	
	活性化推進をするための普及推進	
	活動	
(3) 地域の特色の	(1)及び(2)の事業を円滑に実	定額
ある肉用牛生	施するための会議の開催及び推進指	
産推進指導	導	

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)補助金交付申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

> 住 所 団体名 代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策 事業)を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の 1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

ロ 八	古光弗	負担	区分	/ 世 少
区分	事業費	機構補助金	その他	備考
1 肉用牛生産基盤強化対策事業				
(1) 中核的担い手育成増頭推進				
(2)遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保				
(3)優良繁殖雌牛導入支援				
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備				
(5)肉用牛ヘルパー推進				
(6)特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
(7)肉用牛振興推進指導				
2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業				
(1) 地方特定品種等の振興				
(2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
(3) 地域の特色ある肉用牛生産推進指導				
計				

4 事業実施期間

(1)事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 別紙「肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業) 実施計画」を都道府県知事に協議したことを証する書類の写
- (注)添付書類のうち(1)及び(2)は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業) 実施計画

	用牛生産基盤強化対策事 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3												(単位:
뮥	事業実施者名	実施時期	内	容	補助率又は額	事業	E.	頭数	積算基礎 単価	金額	負担 補助金	区分 その他	備考
	()							20,30	平皿	並報	刊列並	COVIE	
\dashv													
•	()												
	合計												
事	業実施者名の欄の()にに	は、奨励金の交	付対象となる	生産者数を記り	しすること。								
	遺伝的多様性に配慮した改良			-		1			積算基礎		白	区分	(単位:
号	事業実施者名	実施時期	内	容	補助率又は額	事業計	E.	頭数	単価	金額	補助金	その他	備考
1	()												
2	()												
-						-							
	合計												
事	『業実施者名の欄の()にに	は、奨励金の交	付対象となる	生産者数を記り	しすること。								
													. 124 6.1.
- 1	<u>良繁殖雌牛導入支援</u> 事業実施者名	実施時期	d	容	補助率又は額	事業計			積算基礎		負担	区分	(単位) 備考
号	尹未天 尼日石	天肥时制	P)	台	補助年入は領	尹未3	ŧ	頭数	単価	金額	補助金	その他	湘布
	()												
2	()												
+	合計					1							
声	(事計) (京都) (京都) (東京) (京都) (東京) (京都) (東京) (東京	ナ 揺励全の六	付対象とかる	生产多数大印度	(すること	1							<u> </u>
				上/生1日 奴で配り	\7 ·0 LCo								
	《殖雌牛の増頭に資する簡素 ・殖雌牛の増頭に資する簡素		Ħ										(単位
号	事業実施者名	実施時期	内	容	補助率又は額	事業	b ·		区分	費目		積算基礎	
\dashv		J. 100 1777		-	110-55 7 9 410-102	7.7112		補助金	その他	~-		10,71 = 10.	
1	()												
2	()												
	合計												
詳組	出は別紙に記載すること。												
		148.4-1											(単位:
号	牛の健康維持に資する器具 事業実施者名	実施時期	内	容	補助率又は額	事業到	b	負担		費目		積算基礎	(単位:
~	学 未大肥日日	大心时刻	P1	127	州列半人は銀	尹木3		補助金	その他	具口		恨并坐呢	
1	()												
2	()												
\exists	合計												
- 1	H H I												
9学科	明け別紙に記載すること	,											
	田は別紙に記載すること。												
5)肉	用牛ヘルパー推進	******	*****	A 47 #	抽中 中口止於	THE MIN I		負担	区分	#		≨ ± 45° ★ 7株	(単位:
5)肉		実施時期	補助対	象経費	補助率又は額	事業	ŧ	負担 補助金	区分 その他	費目		積算基礎	(単位:
5)肉 号	用牛ヘルパー推進	実施時期	補助対	象経費	補助率又は額	事業計				費目		積算基礎	(単位:
5)肉 持号 1	用牛ヘルパー推進	実施時期	補助対	象経費	補助率又は額	事業計	ŧ			費目		積算基礎	(単位:
5) 肉 :号	月用牛ヘルパー推進 事業実施者名	実施時期	補助対	象経費	補助率又は額	事業計	and the state of t			費目		積算基礎	(単位:
5) 肉 持号 1 2	別用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計	実施時期	補助対	象経費	補助率又は額	事業	iller .			費目		積算基礎	(単位:
5) 肉 持号 1 2	月用牛ヘルパー推進 事業実施者名						all y			費目		積算基礎	(単位:
5) 肉 1 2 詳編	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、	肉用牛ヘルパ					iliter of the state of the stat			費目		積算基礎	
5) 肉 : 号 1 2 詳編第	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 合計 間は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 定地域肉用牛広域処理円	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉 i号 1 2 詳事 i号	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、	肉用牛ヘルパ		李(26改訂版)及		0			その他	費目基礎			
5) 肉 1 2 詳編	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 合計 間は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 定地域肉用牛広域処理円	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 合計 間は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 定地域肉用牛広域処理円	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉 i号 1 2 詳事 第 1	別用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 特定地域肉用牛広域処理円 生産者集団等名	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉 号 1 2 詳事 5) 特 1	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 ・ 事業実施者名 ・ 合計 ・ 自は別紙に記載すること。 ・ 禁計画の策定に当たっては、 ・ 方定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 ・ 合計	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉 1 2 詳事 5) 号 1 2	別用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 合計 間は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 間は別紙に記載すること。	肉用牛ヘルパ	『一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分		その他				(単位:
5) 肉 1 2 詳事 3) 特 1 2 詳 4 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 等定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 自は別紙に記載すること。 3用牛振興推進指導	肉用牛ヘルパー 滑化支援 所で	《一事業手引書	年(26改訂版) 及 年間海上 輸送回数	なび解説書を遵守すること 事業費	負担区補助金	分 その他	補助金	検算	基礎		備	(単位:
5) 肉 1 2 詳事 3) 特 1 2 詳 4 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	別用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 合計 間は別紙に記載すること。 業計画の策定に当たっては、 定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 間は別紙に記載すること。	肉用牛ヘルパ	《一事業手引書	俳(26改訂版) Z 年間海上	なが解説書を遵守すること	。	分	補助金	検算		費目	備	(単位
5) 肉 1 2 詳 3) 特 1 2 詳 4	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 等定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 自は別紙に記載すること。 3用牛振興推進指導	肉用牛ヘルパー 滑化支援 所で	《一事業手引書 在地 補助対	年(26改訂版) 及 年間海上 輸送回数	なび解説書を遵守すること 事業費	負担区 補助金 補助金	分 その他	補助金	枝算負担	基礎	費目	備	(単位
5) 肉 1 2 詳 3) 特 1 2 詳 4	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 等定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 自は別紙に記載すること。 3用牛振興推進指導	肉用牛ヘルパー 滑化支援 所で	《一事業手引書 在地 補助対 会議	字(26改訂版) Z 年間海上 輸送回数 象経費 D開催	なび解説書を遵守すること 事業費	負担区 補助金 補助金	分 その他	補助金	枝算負担	基礎	費目	備	(単位:
5) 肉 1 2 詳 3) 特 1 2 詳 4	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 等定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 自は別紙に記載すること。 3用牛振興推進指導	肉用牛ヘルパー 滑化支援 所で	《一事業手引書 在地 補助対 会議 先進事	年(26改訂版) 及 年間海上 輸送回数 象経費 D開催	なび解説書を遵守すること 事業費	負担区 補助金 補助金	分 その他	補助金	枝算負担	基礎	費目	備	(単位:
5) 肉 1 2 詳事 3) 特 1 2 詳 4 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	用牛ヘルパー推進 事業実施者名 合計 自は別紙に記載すること。 等定地域内用牛広域処理円 生産者集団等名 合計 自は別紙に記載すること。 3用牛振興推進指導	肉用牛ヘルパー 滑化支援 所で	《一事業手引書 在地 補助対 会議 先進本へ	字(26改訂版) Z 年間海上 輸送回数 象経費 D開催	なび解説書を遵守すること 事業費	負担区 補助金 補助金	分 その他	補助金	枝算負担	基礎	費目	備	(単位:

注「費目」は、会場借料、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、講師謝金、委員謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙1 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備実施計画

 (単位:円)

 事業実施者名
 実施時期
 事業内容
 補助率又は 補助限度額
 事業費
 積算基礎
 負担区分

 費目
 員数
 単価
 金額
 補助金
 その他

- (注) 1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。
 - 2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器 具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。なお、 員数は単位を明確にすること。
 - 3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。
 - 4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。併せてその資料を添付すること。
 - 5 「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1) によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。
 - 6 生産者集団等が簡易牛舎等又は子牛用機具機材をリース事業者から借り受ける場合 は、事業内容にその旨記載すること。

別紙2 肉用牛ヘルパー推進実施計画

(単位:円) (全体計画) 積算基礎 負担区分 補助率 又は額 補助単価 番号 事業内容 事業費 費目 精算基礎 活動内容 金額 補助金 その他 単価 員数 肉用牛ヘルパーの組織化 ①協議会の開催 1/2以内 ②組織活動の計画策定 1/2以内 小計 2 肉用牛ヘルパーの適正運営 ①管理帳票の整備 1/2以内 ②組織管理機具の整備 1/2以内 肉用牛ヘルパー要員の確保 ①肉用牛ヘルパー要員の募集活動 ②肉用牛ヘルパー要員の登録 1/2以内 ③傷害保険、損害保険の加入推進 1/2以内 小計 ①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉 用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員 の調整及び派遣業務 肉用牛ヘルパーの出役調整 1/2以内 ②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理 業務 1/2以内 小計 8 肉用牛ヘルパー活動に係る研修会等の開催 ①肉用牛ヘルパー養成のための研修 1/2以内 ②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催 1/2以内 ③肉用牛ヘルパー要員の実地研修 1/2以内 4)組合員の先進地研修 1/2以内 小計 肉用牛ヘルパー活動に必要な 機具の借上 肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上 1/2以内 傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用牛 ヘルパー利用促進 傷病時等の肉用牛ヘルパー利 用の推進 1/2以内 8 高齢者等の肉用牛ヘルパー利 用の推進 ①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進 1/2以内 ②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利 用促進 1/2以内 ③家畜輸送(市場における取扱管理を含む)のための肉用牛ヘルパー利用促進 ④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促 1/2以内 ⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促 1/2以内 ⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進 1/2以内 小計 放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用 促進 9 放牧管理の肉用牛ヘルパー利 用の推進 1/2以内 수計

⁽注)利用組合別の事業実施計画(別添)及び規約を添付すること。

別紙2の別添 肉用牛ヘルパー推進実施計画

(利用組合名:) (2.17年)							1	(単位:円)				
番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	員数	積算基礎単価	金額	負担 補助金	区分	補助 単価	費目	積算基礎
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2以内		貝奴	半川	並供	州助亚	701B			
		②組織活動の計画策定	1/2以内									
		小計										
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2以内									
		②組織管理機具の整備	1/2以内									
		小計										
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2以内									
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2以内									
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2以内									
		小計										
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉 用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員 の調整及び派遣業務	1/2以内									
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	1/2以内									
		小計										
5	肉用牛ヘルパー活動に係る研 修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2以内									
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2以内									
		③肉用牛ヘルパー要員の実地研修	1/2以内									
		④組合員の先進地研修	1/2以内									
		小計										
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 機具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借 上	1/2以内									
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー利 用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用牛 ヘルパー利用促進	1/2以内									
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー利 用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2以内									
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内									
		③家畜輸送(市場における取扱管理を含む)のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内									
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内									
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内									
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー利 用促進	1/2以内									
		小計										
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー利 用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用 促進	1/2以内									
		슴計										

別紙3 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援実施計画

(単位:円)

				海上輸	送について		処理	場について		負担	区分	
番号	生産者集団等名	所在地	年間回数	出発港	到着港	運賃/回	名称	所在地	事業費	補助額	その他	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合計												

※海上輸送の回数は、専用容器等の往復輸送で1回とする。

※往路と復路で港が異なる場合は、復路は括弧書きとし、その理由を備考欄に記載すること。

2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業 (1)地方特定品種等 の振興 ア 地域の生産、販売計画の策定、周知 (単位:円) 負担区分 補助率 又は額 番号 実施時期 積算基礎 事業実施者名 内容 事業費 費目 備考 2 合計 特徴ある牛肉生産等 (単位:円) 負担区分 補助金 その他 番号 事業実施者名 実施時期 事業費 費目 積算基礎 備考 2 合計 (単位:円) ウ 計画出荷対策 補助率 又は額 負担区分 補助金 その他 番号 事業実施者名 実施時期 内容 事業費 備考 2 合計 エ(ア) 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(性判別精液等を活用した子牛生産の支援) (単位:円) 積算基礎 負担区分 補助率又は 番号 事業実施者名 実施時期 内容 事業費 備考 補助限度額 その他 員数 単価 金額 補助金 2 合 計 エ(イ)飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(機器等の導入) (単位:円) 補助率又は 補助限度額 積算基礎 負担区分 番号 事業実施者名 実施時期 内容 事業費 備考 員数 単価 金額 補助金 その他 2 合 計 エ(ウ)飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(受精卵採取や移植の取組) (単位:円) 積算基礎 負担区分 補助率又は 補助限度額 番号 事業実施者名 実施時期 内容 事業費 備考 単価 補助金 員数 金額 その他 2 合 計 (単位:円) 生産者集団等別取りまとめ 補助率 又は額 負担区分 番号 事業実施者名 補助対象経費 事業費 備考 補助金 その他 地域の生産、販売計画の策定、周知 特徴ある牛肉生産等 計画出荷対策 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援計画 小計

2

合計

(2)離島等及び山振地域における肉用牛振興 ア 離島等子牛流通活性化

	雅島等及U山振地域に都 離島等子牛流通活性化		· 旅央								(単位:円)
番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率	事業費		積算基礎		負担	区分	備考
田与	学术 天祀石石	天心时刻	P11 E F	又は額	尹未員	頭数	単価	金額	補助金	その他	IIII 75
1											
<u> </u>											
2											
	合計										

(注) (ア)~(ウ)の事業ごとに区分して記入する。

_1	山振地域子牛流通活性	化									(単位:円)
番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率	事業費		積算基礎		負担	区分	備考
田万	争未关心有有	关心时期	四台	又は額	尹未具	頭数	単価	金額	補助金	その他	湘石
1											
2											
	合計										

_ウ(ア) 優良子牛適正出荷	推進(奨励:	金)							(単位:円)
番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率	事業費		区分	費目	積算基礎	備考
щЭ	学术 大心11	×100 × 1701	770	又は額	于木具	補助金	その他	吳口	1月开金成	NHIQ
1										
<u> </u>										
,										
	合計									

_ ウ(イ) 優良子牛適正出荷	推進(器具権	機材等の導入)								(単位:円)
番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率	事業費		積算基礎			区分	備考
HI - 3	7.7.22	X16-1701	770	又は額	7.7.2	頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

エ	子牛流通活性化推進									(単位:円)
番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率	事業費		区分	費目	積算基礎	備考
шЭ	学术 大肥白石	入心的列	770	又は額	于木具	補助金	その他	吳口	恨并坐成	NHI .CJ
1										
2										
	合計									

	生産者集団等別取りまとめ						(単位:円)
番号	事業実施者名	補助対象経費	補助率	事業費	負担		備考
	7,717,713	111-557 3 50-1250	又は額	7-44-20	補助金	その他	
1		離島等子牛流通活性化					
		山振地域子牛流通活性化					
		優良子牛適性出荷推進					
		子牛流通活性化推進					
		小青十					
2							
	合計						

	(3)地域の特色ある肉用牛生	<u>主産推進指導</u>	į.							(単位:円)
	公募団体Bの名称	実施時期	補助対象経費	内容	補助率	事業費		区分	費目	積算基礎
ı	-22-11-11	J (1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	1111-337-3 20-12-50		又は額	7-71172	補助金	その他	~-	1001 2100
			会議の開催							
			推進指導							
Ī	合計									

注「費目」は、会場借料、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、講師謝金、委員謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

3 生産者集団等の概要 _(1)生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	生産者	事務所	代表者氏名	構成員戸数		飼養戸数	及び頭数		出荷頭数	備考
田方	取りよとの長勝石	集団名	所在地	八衣有八石	博成員戶数	経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛	山門頭奴	川 行
1											
2											
3											
計(集団数)											

- (注)1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。 2 予取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。 4 地域実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2)ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	利用組合名	事務所 所在地	代表者氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

- (注)1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。

 - 4 地域実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3)公社、農協等が事業を実施する場合

(0) 411.	を励守が 争未を失心 9	(A) 40 D								
				牛農家戸数				用牛頭数		
番号	公社、農協等名		(組合員肉用	牛農家戸数)			(組合員肉用	牛飼養頭数)		その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

4 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(単位:円)

					肉用	1牛生産基盤強化:	対策			1	地域の特色ある肉	用牛振興対策事業	ŧ	
番号	都道府県団体・ 生産者集団等名	区分	中核的担い手育 成増頭推進	遺伝的多様性に 配慮した改良基 盤確保	優良繁殖雌牛導 入支援	繁殖雌牛の増頭 に資する簡易牛 舎等の整備	肉用牛ヘルパー 推進	肉用牛振興推進 指導	小計	地方特定品種等 の振興	離島及び山振地 域における肉用 牛振興	地域の特色のあ る肉用牛生産推 進指導	小計	合計
Г		事業費												
1		補助金												
		その他												
		事業費												
2		補助金												
L		その他												
		事業費												
3		補助金												
L		その他												
		事業費												
4		補助金											~	
L		その他												
		事業費												
5		補助金												
L		その他												
		事業費								<u> </u>	ļ			
	合計	補助金												
L		その他												

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)補助金交付変更承認申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

> 住 所 団体名 代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対 策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)の実施について、下記のとおり変 更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の2の規定に 基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)実施計画」のとおり

- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- (注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を() 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)補助金概算払請求書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業) について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

	交付	決定	(令)	事業費遂行状況 和 年 月 日現		既概算払	今回	令和 年 月 日まで	75台 夕百
区分	事業費①	機構 補助金 ②	事業費	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①	受領額 ④	概算払 請求額 ⑤	予定出来高 (④+5))/②	残額 ②-④-⑤
	円	H	H	円	%	円	円	%	円
合計									

⁽注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)実績報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

> 住 所 団体名 代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第6の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額

円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

/ > >	1. I.			\Box	\
(🖽	셄	11	•	円)
\ -	<u> </u>	<u>'/</u>		IJ	,

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

- 注1 1~3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。
 - 2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)運営状況報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名

令和 年度における肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第7の規定に基づき、その 運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名:令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等 対策事業)
- 2 生產者集団等

名 称:

所在地:

施設の設置場所:

3 運営状況肉用牛の飼養状況

	年次	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	第4年度 (年度)	第 5 年度 (年度)	備考
区分		(1/2/	(1/2/	(1/2/	(1/2/	(1/2/	
①繁殖雌牛頭数	計画						
	実績						
②うち導入頭数	計画						
②りり特八頭剱	実績						
③更新育成頭数	計画						
	実績						
④生産子牛頭数	計画						
	実績						
⑤販売子牛頭数	計画						
	実績						
⑥廃用販売頭数	計画						
	実績						
⑦肥育牛頭数	計画						
	実績			_		_	
⑧肥育牛販売頭数	計画						
	実績						

- (注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要緒元を記載すること。
- (注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。
- (注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

別紙様式第6号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対 策事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所 団体名 代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完 事業(地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)補助金について、肉用牛経営安定対策補 完事業実施要綱別添2の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号 による補助金額の確定通知額)

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も

併せて提出すること)

・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5	当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、	その状況を記載
)
		J

注:消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は 所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高 を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料